

# 相続ドック

## NEWS RELEASE

2024年7月号

池田税務会計事務所

〒300-0847  
茨城県土浦市御町1-1-1  
関鉄つくばビル2F

TEL:029(841)4300 FAX:029(843)2826

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

## 2024年路線価発表！コロナ禍からの回復基調続く

3年連続アップ、29都道府県で上昇！  
訪日客・再開発が押し上げ！  
相続登記義務化がスタート！

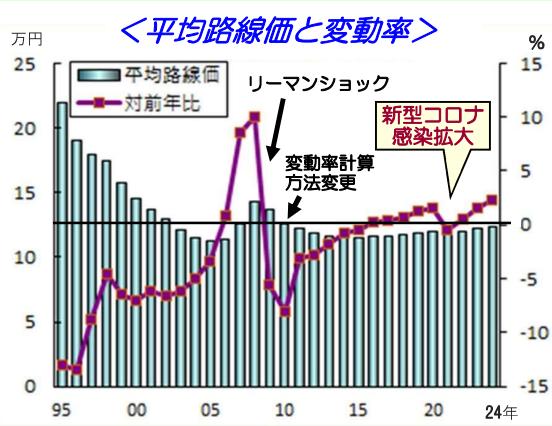


2024年分の路線価(1月1日時点)が発表されました。全国平均は3年連続上昇で、昨年5月に新型コロナが5類に移行され、経済活動の活性化を受けて、地価の回復基調が鮮明に。

### 今年の路線価は？

#### ●10年以降最大の上昇！

7月1日に今年の路線価が発表され、調査対象となる全国約31万5,000地点の標準宅地の



平均は前年比2.3%(前年1.5%)上昇し、3年連続で前年を上回りました。現在の算出方法となった10年以降で最大の上昇率です。

#### ＜公的な土地価格の指標の違い＞



名 称	基 準 地 価	公 示 地 価	路 線 価
調 査	都道府県	国土交通省	国税庁
公 表		国土交通省	
調査時点	毎年7月1日	毎年1月1日	毎年1月1日
調査地点	約2万2,000	2万6,000	31万5,000
公表時期	毎年9月	毎年3月	毎年7月
活用法	土地取引の指標	相続・贈与税の算定基準	
対象の特徴	地方の調査地点が多い	主に都市計画区域内	主要道路に面した土地

#### 路線価とは？

国税庁が毎年7月に公表し、その年の相続税や贈与税の算定基礎となる主要道路に面した土地1mあたりの標準価格(1月1日時点)。1992年度以降は公示地価の8割程度となるよう評定されている。調査地点は国土交通省が公表する公示地価(約2万6,000地点)より多く、地価相場を詳細に把握できる。

今年3月発表の公示地価(1月1日時点)の全国平均は2.3%(前年1.6%)3年連続の上昇で、路線価と連動した動きになっています。

#### ●上昇の都道府県が29に拡大！



29都道府県で上昇し、福岡が上昇率5.8%で最も高く、沖縄が5.6%で続いている。都心のオフィスやマンション需要拡大が影響。青森、静岡は横ばいで、下落は栃木など16県で前年より4県減少。下落率も12県で縮小へ。

#### ＜都道府県別の変動率の上位と下位＞

上昇率上位		下落率下位	
1 福岡	5.8 (4.5)	1 和歌山	▲1.0 (▲1.2)
2 沖縄	5.6 (3.6)	2 愛媛	▲0.8 (▲0.9)
3 東京	5.3 (3.2)	3 鹿児島	▲0.7 (▲0.2)
4 北海道	5.2 (6.8)	富山	▲0.7 (▲0.1)
5 宮城	5.1 (4.4)	福井	▲0.5 (▲1.0)
		4 群馬	▲0.5 (▲0.7)
		新潟	▲0.5 (▲0.6)

\*各都道府県の平均値 単位は%  
( )は前年、▲は下落。

## ●不動のトップ10はいずれも上昇！

都道府県庁所在地の最高路線価の前年比は、上昇が37(前年29)で、横ばい9(同13)、下落1(同4)と回復基調が鮮明。上位10位は変わらず、前年比はいずれも上昇。

### 〈都道府県庁所在都市の最高路線価〉 ( ) は 前年順位

順位	所在地	価格(前年比)
1(1)	東京都中央区銀座5丁目中央通り (鳩居堂前)	4,424万円 (+3.6%)
2(2)	大阪市北区角田町御堂筋	2,024万円 (+5.4%)
3(3)	横浜市西区南幸1丁目横浜駅西口バ スマーミナル前通り	1,696万円 (+1.0%)
4(4)	名古屋市中村区名駅1丁目名駅通り	1,288万円 (+0.6%)
5(5)	福岡市中央区天神2丁目渡辺通り	944万円 (+4.4%)
6(6)	京都市下京区四条通寺町東入2丁目 御旅町四条通	752万円 (+7.9%)
7(7)	札幌市中央区北5条西3丁目札幌停車 場線通り	728万円 (+9.0%)
8(8)	神戸市中央区三宮町1丁目三宮セン ター街	532万円 (+6.4%)
9(9)	さいたま市大宮区桜木町2丁目大宮 駅西口駅前ロータリー	529万円 (+11.4%)
10(10)	仙台市青葉区中央1丁目青葉通り	363万円 (+4.6%)

## ●39年連続トップは「鳩居堂前」

全国の最高路線価は39年連続で東京・銀座5丁目の「鳩居堂」前の銀座中央通り。1m当たり4,424万円(前年4,272万円)、前年比3.6%(前年1.1%)の上昇に。1万円札1枚分の広さで約54万円、ハガキ1枚分で約65万円とか。

## 今年の路線価、個別事情



## ●今年の上昇トレンドは？

### 〈全国税務署別の上昇率トップ5〉

順位	所在地	上昇率
1	長野県白馬村	32.1%
2	熊本県菊陽町	24.0%
3	大阪市西区	19.3%
4	岐阜県高山市	17.8%
5	東京都台東区浅草	16.7%

## ●観光地、インバウンド回復で！

インバウンドが回復したことにより、外国人旅行客の多い観光地で上昇が目立ちます。

### 〈白馬村、海外スキー客増加で32.1%〉

上昇率全国トップの長野県白馬村は冬は良質なパウダースノーを求めるスキーヤーに、夏は登山客の拠点として以前から人気が高いが、コロナ禍からの回復で外国人観光客が増加した。

### 〈高山市3年前はワースト2位?〉

3年前、コロナが直撃し観光客が激減した観光地、岐阜県高山市の「古い町並み」は全国下落率2位の▲12.7%だった。インバウンドが回復した今年は上昇率17.8%で全国4位に。

インバウンドの回復で、東京都内では浅草の16.7%が最も高い上昇率となっています。

## ●半導体メーカー誘致の効果



### 〈熊本県菊陽町、路線価2年で1.5倍〉

半導体メーカー「台湾積体電路製造(TSMC)」が進出した熊本県菊陽町の「県道住吉熊本線」の路線価は、23年に19%、24年で24%の上昇。22年と比べて47.6%の上昇で、2年間で約1.5倍になった。同社の進出で、工業用地や住宅地などの需要が高まっている。

## ●大阪、コロナ禍からの回復？

### 〈大阪市トップの西区はビジネス街〉

西区の大坂メトロ肥後橋駅前は近畿圏で最も上昇率が高く、19.3%アップ。金融機関などの企業ビルが建ち並ぶビジネス街で、高層マンションや飲食店も多く、人気のエリア。隣接する福島区に建築中のタワーマンション(46階建て)は平均販売価格が1億円超。

JR大阪駅の北側で大規模再開発地区「グラニグリーン大阪」の建設が進み、マンションやホテルの需要が増えています。大阪ミナミの心斎橋周辺も前年の横ばいから10%超の上昇に転じ、コロナ禍で目立った空き店舗が再び埋まり、活気が戻っているようです。

### 〈万博会場の夢洲地区、17.9%アップ〉

25年の大阪・関西万博の会場となる夢洲地区は去年と比べ17.9%上昇したが、最高路線価は8万円にとどまっている。



## ●被災地に「調整率」で税軽減！

金沢国税局は1日、能登半島地震の被災地の路線価に「調整率」を適用すると発表しました。適用は阪神・淡路大震災や東日本大震災、西日本豪雨などに続き、災害では7例目。21年にはコロナ禍で大幅な地価下落が確認された大阪市中央区に適用しています。

### 〈対象：23年2月28日～24年末の相続土地 23・24年に贈与を受けた土地〉

$$\text{路線価} = 24\text{年1月1日時点路線価} \times \text{調整率}$$

(調整率は、輪島朝市の河合町や珠洲市中心部などで0.55(45%評価下げ)、液状化現象が激しかった内灘町は0.65(同35%)に。)

## 不動産相続の最新事情

### ●タワマン節税封じの影響?

24年1月からの相続ではマンションの相続税評価額の算定ルールが見直されています。実勢価格と評価額の差を利用した節税を封じるものですが、節税目的ではない自宅マンションの評価額でも2倍近くになるケースも!

#### <要注意! 都心・高層マンション、高層階・築浅>

- 被相続人:母
- 相続人:子2人(母と別居)
- 財産:自宅マンション(築13年、総階数29階所在階数12階、敷地利用権面積9.33m<sup>2</sup>、区分専有面積55.79m<sup>2</sup>)

評価乖離率が1.67以上の場合

評価額=従来の相続税評価額×評価乖離率×0.6

時価	100,000,000円
改正前評価額	23,222,755円
改正後評価額	42,037,830円



### ●相続登記の義務化スタート!

2021年4月に不動産登記法が改正され、相続登記義務化制度が今年4月1日から施行に。

#### <背景に「所有者不明土地」、国土の24%>

以前は相続登記は義務でなかったため、相続後土地が未登記で放置され、先祖名義のままで相続関係者が増え、持ち主が特定できない土地の増加が深刻な社会問題に。面積は九州全土を上回る。

### ●よくあるケースにご用心!



- 「固定資産税の納税通知書」にずいぶん前に亡くなった祖父の名前が記載されている。
- 数年前に母が亡くなったが、相続税もなく、遺産分割協議書もつくれなかった。
- 税理士に頼んで申告と納税は済ませたが、相続登記はしなかった。

●音信不通の相続人がいたり、相続人間でもめでてたり、遺産分割協議がまとまっていない。

### ●過去の相続分も義務化対象に!



#### ①3年内の登記申請が義務化

不動産の相続人に対し、取得を知った日から3年内の相続登記申請を義務付ける。

#### ②怠った時は10万円以下の過料

#### ③すでに相続が発生している場合も義務化

2027年3月末までの猶予期間がある。

### ●遺産分割がまとまらない場合は?

遺言の有効性や遺産の範囲などで係争中だったり、音信不通の相続人がいたり、相続人間でもめでていて、3年の登記期限に間に合わない場合には救済策があります。

#### <相続人申告登記制度> 2024年4月1日施行

自分が相続人であることを申し出れば、法務局が職権登記(持ち分記載なし)し、過料は免れる救済措置が。複数相続人がいても、単独で申し出ができる、又、オンラインでの申し出も可能。通常の登記で必要な押印や電子署名も不要に。

分割協議の成立後、3年内の登記が必要です。この制度では「私は登記名義人のひとり」と名乗り出るだけで、不動産の所有権を取得したことにはならないので、売却や担保提供には正式な相続登記が必要です。



### ●26年開始、名寄帳の進化版?

不動産登記の義務化に合わせ、「所有不動産登記証明制度」が新設されました。登記名義人の情報さえあれば、法務局で全国の登記簿から不動産情報を名寄せした同一名義の不動産をリスト化した証明書を受け取れます。

#### <相続登記の申請義務化、対応フローチャート>

